

給食施設に関するお知らせ

令和6年度
岐阜県保健医療課・保健所

給食施設における管理栄養士・栄養士の配置基準について



管理栄養士・栄養士未配置施設においては、配置基準に基づき対応してください。

① 管理栄養士必置施設（管理栄養士を置かなければならない特定給食施設（※））

【健康増進法第21条第1項・同法施行規則第7条】

- 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設で、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給する施設
- 上記以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設で、継続的に1回500食以上又は、1日1,500食以上の食事を供給する施設

② 少なくとも一人は管理栄養士を置くように努めなければならない特定給食施設（※）

【健康増進法第21条第2項・同法施行規則第8条】

- ①以外の特定給食施設で、1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給する施設

③ 栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない特定給食施設（※）

【健康増進法第21条第2項・同法施行規則第5条】

- ②以外の特定給食施設で、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設

④ 栄養士を置かなければならない施設

- 病床数100以上の病院、乳児院、入所定員40人以上の知的障害者援護施設等

（※）「特定給食施設」…特定かつ多数の者に対して、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設

* 施設の種別によって、他の法令でも管理栄養士・栄養士の配置に関する規定がありますので、最新の関係法令等を確認してください。

給食施設の届出について（健康増進法）

■施設に変更が生じた場合は届け出が必要です 【健康増進法】

以下の事項に変更が生じた場合は、**保健所へ「届出事項変更届」の提出**をお願いします。
届け出は**メールでの申請も可能**です。詳細は県ホームページ（下記QRコード）をご覧ください。

- ・給食施設の名称及び所在地
- ・給食施設の設置者の氏名及び住所
（法人にあっては、設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- ・給食施設の種類
- ・1日（1回）の予定給食数（許可病床数又は定員の変更）
- ・常勤の管理栄養士及び栄養士の員数
- ・給食施設の構造（変更後の平面図添付）

《県公式ホームページ》

岐阜県 特定給食施設

検索



■施設外で調理された弁当等を供給する施設も届け出が必要です 【健康増進法】

施設外で調理された弁当等を供給する施設であっても、施設利用者に対して一定の食数を継続的に供給することを目的に、弁当業者等と契約をしている場合には、給食施設の届出が必要です。

特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について（通知）（令和2年3月31日）

《厚生労働省ホームページ》

特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について（通知）

検索



「栄養管理・食育」や「衛生管理」に関する情報

岐阜県ホームページより
詳しい情報をご確認頂けます。 →→→

県公式
ホームページ

岐阜県 給食施設のお知らせ

検索



栄養管理・食育に関すること

1	特定給食施設に関するデータ等について	◆「社員食堂を活用した食育推進事例集」（令和3年度） 県内保健所が把握している事業所給食施設の中で、食環境整備に取り組まれている事例を集めた好事例集を掲載しています。 ◆健康づくりに役立つ食卓メモ 食卓メモのデータがダウンロードできます。食堂での掲示の他、通信等にもぜひご活用ください。活用いただく際は、管轄の保健所にご相談ください。 ◆災害時給食提供マニュアル策定の手引き第2版 災害時における給食提供のマニュアルを策定する際に必要な情報や、記載すると良い内容を公開しています。 ◆その他の様式 給食施設の届出様式（健康増進法）や栄養管理報告書の様式をダウンロードできます。
2	第4次食育推進基本計画（国） ＜計画期間＞ 令和3年度～令和7年度	第4次計画では、3つの重点事項を柱に、SDGsの考え方を踏まえ、食育を総合的かつ計画的に推進することとされています。 ＜重点事項＞ 重点事項1 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進（国民の健康の視点） 重点事項2 持続可能な食を支える食育の推進（社会・環境・文化の視点） 重点事項3 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進（横断的な視点）
3	岐阜県健康増進計画（岐阜県） ＜第4次ヘルスプランぎふ21＞ ＜計画期間＞ 令和6年度～令和17年度	県では、県民の活躍を支える健康づくりの取組みにより生活習慣病の発症予防と重症化予防を推進し、健康寿命の延伸を目指しています。 * 令和6年度から第4次計画がスタートしました。
4	第4次岐阜県食育推進基本計画（岐阜県） ＜計画期間＞ 令和6年度～令和11年度	県では、食育基本条例に基づく計画を策定し、関係機関や団体と連携して、県民運動として食育を推進しています。 * 令和6年度から第4次計画がスタートしました。
5	令和4年度県民栄養調査	県では、県民の健康状態、食物摂取の状況、生活習慣の状況及び健康に関する意識を明らかにするため、県民栄養調査を実施しています。 調査結果は、岐阜県健康増進計画や岐阜県食育推進基本計画等関係計画の進捗の確認や、県民の栄養改善と健康増進に向けた健康・栄養施策の方針や必要な施策立案のための基礎資料として活用しています。

衛生管理・食の安全安心に関すること

6	大量調理施設衛生管理マニュアル	厚生労働省（最終改正：平成29年6月）
7	岐阜県食卓の安全・安心ニュース	岐阜県発行 食品の安全性に関することを分かりやすく解説しています。
8	食中毒の発生状況について	岐阜県の状況、全国の状況が確認できます。
9	感染症の発生状況について	